〈１面より〉

○修繕の着実な実施に向けた支援

地方公共団体においては、２０１４～２０１６年度に点検を実施した橋梁のうち、次回点検までに措置を講ずべきもの（判定区分Ⅲ・Ⅳ）の修繕に着手した割合は約12％（２０１８年３月末時点）となっており、老朽化の進行により橋梁の通行規制等を増加させないために、早期に修繕に着手することが重要である。

メンテナンスを着実に実施するため、地方公共団体に対して、交付金を重点配分するとともに、補助事業については、大規模修繕・更新補助制度の対象事業を拡充するほか、地方単独事業についても地方財政措置（公共施設等適正管理推進事業債）の対象事業に一定規模以下の橋梁修繕を新たに加えるなど、財政的支援を行う。

また、市町村の多くで橋梁管理に携わる技術者がいないなどの現状を踏まえ、地方公共団体への技術的な支援を充実するとともに、新技術の導入により修繕工法を効率化し、インフラメンテナンスの生産性向上を図る。

○点検一巡を踏まえた定期点検の見直し

新技術の活用による点検方法の効率化や、損傷や構造特性に応じた着目箇所の絞り込みなどの定期点検要領の見直しを２０１８年度中に行い、２０１９年度からの二巡目点検を実施する。

（参考１）大規模修繕・更新補助制度の対象事業の要件緩和

地方公共団体に対して、複数年にわたる集中的な支援を更に拡大するため、現行の事業要件を緩和する。

（例）市町村　修繕事業事業費［現行］３億円以上→［見直し］１億円以上等

（参考２）公共施設等適正管理推進事業債の拡充

地方公共団体において道路の適正な管理を推進するため、地方単独事業（長寿命化事業）について、地方財政措置の対象を拡充する。（地方債充当率：90％、交付税措置率：財政力に応じて30～50％）

（対象事業）①舗装の表層に係る補修②小規模構造物の補修・更新③法面・斜面の小規模対策工④橋梁の修繕（一定規模以下のもの）

※④が拡充

【５．高速道路の機能強化の加速】

平成30年７月豪雨において、多重化された高速道路ネットワークが広域迂回路として機能したほか、被災した４車線区間のうち２車線を対面通行として交通機能を早期に確保するなど、災害時においても道路が重要な役割を果たしていることを踏まえ、引き続き高速道路ネットワークの整備や機能強化を進める。特に、重要インフラの緊急点検を踏まえ、土砂災害等の危険性が高い箇所については、財政投融資を活用して、防災・減災対策のための４車線化等を進める。

この他、生産性向上のため、新東名高速道路や新名神高速道路の６車線化を行う。

さらに、高速道路における「安全・安心計画（仮称）」を策定し、４車線化に加え、新技術等を活用した暫定２車線対策等、高速道路の安全性、信頼性や使いやすさを向上する取組を計画的に推進する。

〈平成31年度の財投活用による想定事業〉

①暫定２車線区間の機能強化による防災・減災対策

▽「重要インフラの緊急点検」の結果を踏まえ、防災・減災対策のための暫定２車線区間における４車線化等の実施

②生産性向上のための新名神高速道路の６車線化

▽新名神高速道路の亀山西ジャンクションから大津ジャンクションの区間などの６車線化の実施

【６．新たな広域道路ネットワークについて】

昨年３月の道路法改正において、物流上重要な道路輸送網を指定する「重要物流道路」制度が創設されたことを踏まえ、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、各地域で新たな広域道路交通ビジョンを策定する。また、策定された広域道路交通ビジョンに基づき、高規格幹線道路及び地域高規格道路のネットワークを強化する新たな広域道路ネットワーク計画の策定を進める。

なお、重要物流道路については、２０１８年度内を目途に、まずは開通区間及び事業中区間の道路を指定し、２０１９年夏以降に計画路線も指定する予定である。

【７．無電柱化の推進について】

無電柱化推進計画（平成30年４月６日決定）に基づき、無電柱化の取組を推進することが課題となっていることに鑑み、地方公共団体に対して、管路の浅層埋設や小型ボックス活用埋設、直接埋設といった低コスト手法の普及を図る。

さらに、防災・安全交付金において、無電柱化推進計画支援事業を新たに創設し、無電柱化推進計画に定めた目標（約１，４００km の無電柱化）の確実な達成を図るため、地方公共団体による無電柱化の整備を計画的かつ重点的に支援する。

これに加え、「防災・減災、国土強靱化のための３か年緊急対策」として、電柱倒壊の危険性の高い市街地の緊急輸送道路の区間（約１万km）において、災害拠点へのアクセスルートで事業実施環境が整った区間（約１，０００km）について、無電柱化を実施する。

【８．自転車活用の推進について】

自転車活用推進計画（平成30年６月８日閣議決定）に基づき、自転車ネットワーク計画を含む地方版推進計画の策定を推進し、この計画に基づく自転車通行空間整備に対して防災・安全交付金により重点的に支援する。

また、自転車通勤を拡大するための「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクトを創設するとともに、シェアサイクルの普及を進める。

平成30年度　道路関係補正予算（第２次）配分概要

平成30年度補正予算（第２次）が２月７日に成立した。

道路関係補正予算（第２次）の配分方針は、一般公共事業に関しては、重要インフラの緊急点検の結果等を踏まえた「防災・減災、国土強靱化のための３か年緊急対策」のうち、初年度の対策として速やかに着手すべきものが計上された。また、その他喫緊の課題への対応を行うため、国民生活の安全・安心の確保や災害復旧等に必要な経費が計上された。

配分に当たっては、追加の趣旨を十分踏まえ、「広域交通を担う幹線道路等に関する緊急対策」及び「道路の老朽化対策等」について、地域の実情や地方公共団体の要望等を勘案しつつ、重点的かつ効率的な配分を行うこととしている。

国庫債務負担行為（ゼロ国債）については、公共事業の円滑かつ効率的な執行を図るため、事業の平準化を推進することとし、特に、積雪寒冷地域等地域の状況に十分配慮して配分を行うこととしている。

※この他に、地方の要望に応じて道路整備に充てることができる防災・安全交付金（国費２，９７５億円）及び社会資本整備総合交付金（国費２７４億円）や、平常時、災害時問わず物流機能を担う運送業者に対し、ETC２・０の普及を促進しつつ、物流コストを低減し、経営体質の強化により生産性向上を図るため、大口・多頻度割引の最大割引率を40％から50％に拡充する措置の延長（２０２０年３月末まで）を実施するための経費（国費１０９億円）が計上されている。

『事業別概要』

○防災・減災、国土強靱化のための緊急対策

・広域交通を担う幹線道路等に関する緊急対策［１０５，９４９百万円］

重要インフラの緊急点検結果等を踏まえ、「国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持」の観点から、法面・盛土対策や無電柱化などの対策を実施。

○その他喫緊の課題への対応

・道路の老朽化対策等［１５，７２０百万円］

定期点検の結果、老朽化が判明した道路構造物（橋梁、トンネル、道路付属物等）について、災害発生時における交通機能の確保等を図るため修繕等を実施。

［総事業費］　（単位：百万円）

区分	「防災・減災、国土強靭化のための緊急対策」			「その他喫緊の課題への対応」			小計			国庫債務負担行為（ゼロ国債）			合計		
	本省配分	一括配分	計	本省配分	一括配分	計	本省配分	一括配分	計	本省配分	一括配分	計	本省配分	一括配分	計
直轄事業	10,935	95,014	105,949	3,717	12,220	15,937	14,652	107,234	121,886	27,648	3,043	30,691	42,300	110,277	152,577
補助事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,940	—	1,940	1,940	—	1,940
合計	10,935	95,014	105,949	3,717	12,220	15,937	14,652	107,234	121,886	29,588	3,043	32,631	44,240	110,277	154,517

（注）事業費ベース

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保

平成30年12月18日、「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」に基づき、積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画（以下、「五箇年計画」）が閣議決定された。これにより、雪寒指定道路に対する除雪等の補助の特例措置が継続されることとなった。

【計画内容】

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和31年法律第72号）第４条第１項に規定する五箇年計画として、同法第３条第１項の規定により指定された道路を対象に次に掲げる事業を行うものとする。

１．除雪に関する事項

▽指定された道路のうち、積雪の度が特にはなはだしい地域における道路について、除雪を実施する。

▽除雪機械の整備について現在の除雪水準を維持するために必要な範囲内で行う。

２．防雪に関する事項

▽なだれ、飛雪又は積雪により交通に支障を及ぼすおそれがある箇所について、吹きだまり防止施設、なだれ防止施設又は融雪施設等を整備する。

３．凍雪害の防止に関する事項

▽凍上、融雪による路盤の破壊のおそれがある箇所について、路盤改良を実施する。

▽積雪により交通に支障を及ぼすおそれがある箇所について、流雪溝の整備、堆雪幅の確保を実施する。

【計画期間】

平成30年度～平成34年度

防災・安全交付金（無電柱化推進計画支援事業）の概要

○防災・安全交付金において、無電柱化推進計画支援事業を設け、「無電柱化推進計画」（2018～2020年度）に定めた目標（約1,400kmの無電柱化）の確実な達成を図るため、同目標に係る地方公共団体による無電柱化の整備を計画的かつ重点的に支援。

（道路事業における防災・安全交付金の重点配分の概要）

（道路事業における社会資本整備総合交付金の重点配分の概要）